

## 5/23グループ意見のまとめ(全体)

条項	疑問	疑問数	グループ	個人の回答	まとめた意見	
3条 1項	「市政に関する情報」とはどんな情報か？	8	1	財政運営や総合計画に基づく推進状況等(組織に関わることを含む)	財政状況や総合計画等の市が公開できる情報すべて	
				予算の使われ方や市民からの要望、どんなことが課題となっているか。		
				各部、各課の市民に関する情報		
				市の予算はどれくらいあるか？		
			4	市の重要施策や予算などの財政関係の情報		・市の現状と方針 ・市の持っている情報の全て
				市が公表できる資料や知識等		
				市の政策、財政、人口、地理、各種統計等		
				行政、議会が市を運営するためにある情報		
	5	市政に関する計画の具体的な施策や方針	市民・議会・行政がそれぞれの役割と責務を果たし、納得しながら課題を解決していく。			
		市に知らせるべき、市民生活に関わる情報				
		2		行政・市民が共に市政に関心を持ち、双方が納得しながら課題を解決していく。		
				市民・議会・行政がそれぞれの役割を行ったうえで、一緒にやること。		
3	各主体がそれぞれの役割と責任を果たし、一緒に取り組むこと。	市民と共に協議し、つくり上げていく。				
	3			市民と共につくる、より積極的な市民との意見交換		
				市民と行政(その他)が一体となって築くまちづくり		
	市民・住民と共に協議し、作り上げていく。					
市役所におまかせでなく、市民同士が課題解決を図るまちづくり。						
2	2		3	HP、広報、議会だより等で適時発信	日常的な情報はHP、広報、議会だより等で共有し、課題解決を図るときは、市民も市役所も同じ情報を持ち合う。	
				HP、広報といった情報発信以外にも意見交換会やおでかけトークでも共有を図る。		
3条 2項	「自ら取得する権利」とは、どこまでの情報について権利を有するのか？		2	1	公開されるものすべて	市政に関する情報(個人情報を含まない)
		他人の個人情報に関わらない程度				
		個人情報にふれない範囲				
		4		個人情報に関わる以外の市政に関する情報	市民がほしいときに、ほしい情報が取得できる。	
				分からないところを知る。出向く。		
				市役所の窓口やインターネット等自ら取得する方法が確立されていること。		
情報を取得するのは義務ではなく権利。権利があるので積極的に自分から取得しようとする。						

## 5/23グループ意見のまとめ(全体)

条項	疑問	疑問数	グループ	個人の回答	まとめた意見	
3条 2項	「市長等及び議会が保有する情報」とは？	1	4	条例。議会での決定事項。	市政に関する情報と同様か？	
				市政に関する全て。		
				既に決まっていることだけでなく、今後の方針を含め、検討中の内容、意見など。		
				行政と議会が持っている情報だが、市政に関する情報との違いが分からない。		
				3条1項のもの。		
3条 3項	「十分な説明責任を果たす」とは、どうやって、どの程度までのことなのか？	2	2	統計、収集データを元に、実績等を具体的な数値で出す。	多くの市民に、まちづくりを勧めるために必要な程度で、数値等でわかりやすく示す。	
				まちづくりを進めるために必要な程度。		
				多くの市民に説明すること。(「納得」は難しい所ではないかと)		
			4	十分とは、その事案により、その人本人に情報が届くまで。		次のことが考えられる。
				市民が分かる、納得できる説明や情報提供ができる。		
	すべての市民に理解してもらう。					
	地域への説明会					
	広報、文書、インターネット、話し合い					
	「市民の知る権利」とはどこまでをいうのか？	2	3	市政に関して市民が知り得たい情報。	個人情報に該当しない、市民が知りたい全ての情報を知る権利。	
				個人情報に該当しない、市が保有するすべての情報を知る権利。		
4条	「まちづくりに必要な情報」とはどんな情報か？	8	1	すべて	暮らしやすいまちを実現するために必要な国、県、市、各団体が所有する情報(制度・事業等)	
				予算はいくらか		
				暮らしやすいまちを実現するために必要な制度を含む国、県、市、各団体の情報		
			3	検討をするために必要となる情報を提供する。	暮らしやすい牧之原市にするために必要な情報	
				参加の機会や市の支援情報		
				暮らしやすい牧之原市になるために必要なあらゆる情報		
			4	各々個人が考える。	その事柄に対して、その人がほしい情報	
				市民がまちづくりについて考え、結論が出せるための情報		
				まちづくり活動をやっている人が必要と思う情報で、行政、議会が持っている情報。ケースバイケースで出す情報は違う。		
				すべての情報		
				人口統計、地域住民について、各種政策などでほしい情報		

## 5/23グループ意見のまとめ(全体)

条項	疑問	疑問数	グループ	個人の回答	まとめた意見
4条	「適切な情報伝達手段」とはどんな方法か？	13	1	広報やHPでの伝達	広報、HP、説明会、回覧
				市の広報、ホームページetc..	
				広報、地元への説明会	
				回覧などで直接行う。PCは便利だが、高齢の方々にとっては便利なのかは不明。	
				広報、ホームページ、おでかけトーク、説明会など、その施策に最も適した方法	
			2	広報まきのほら、市のホームページ、議会、説明会。	広報、ホームページ、説明会、メール
				広報、インターネット、説明会等、市が行う伝達方法の中から効果の高いもの。	
				ウェブサイト、広報、座談会など。	
				広報、議会説明、ホームページ、メール、地区長説明及び地区。	
			3	広報紙、ホームページ、おでかけトークなど。	
				デマにならないよう、正確にわかりやすく、タイムリーに伝達できるもの。例えば広報紙や自治会回覧	
			4	HPでいいのか、広報紙でいいのか、その事案によって異なる。	伝えたい対象者に伝わる媒体、手段を選ぶ
				ケースや対象者によって、効果的に伝わる媒体・手段を選ぶこと(HP、広報紙、説明会など)	
テレビ、新聞、インターネット					
広報、新聞、インターネット、情報開示、話し合い					
ケースに合った媒体(HP、広報、説明会)					
「速やかに」とはどれぐらいの時期、時間を表しているのか？	3	3	おおむね一週間(案件によるが)	答えられるものに関してはすぐ。タイミングよく。	
			できるだけ早く		
	4	4	すぐに。(困らない・やる前)	なるべく早く。受け手が困らないように。	
			内容によって異なる。途中の段階で進捗状況を提示することによって理解される。		
			できるだけ早くだが、法的にしぼりはない。今後基準を決めたほうがよいのでは？		
			なるべく早く		
努力義務としているところ	1	4	市役所だけの責任ではない。	市民も知る努力が必要	

## 5/23グループ意見のまとめ(全体)

条項	疑問	疑問数	グループ	個人の回答	まとめた意見
4条	「分かりやすく市民に情報を提供」の「分かりやすい」とは、誰がどういう基準で判断するのか？	1	4	分かりやすくは受けての判断	受けての判断
				住民が理解できる内容であるか	
				行政が分かるように情報を出すのではなく、何も知らない人が見ても分かるように情報を出す	
5条	「個人の権利利益の保護」とは？	2	3		個人情報保護条例に基づく
			4	生命・財産	
	「個人情報を適正に取り扱わなければならない」保護ではなくて適正な取り扱いとは？	1	2	情報レベルの仕分けをして、必要な情報を、必要な範囲で。(例)庁内秘・部内・課内・公開(職員)・公開(一般) 適正に扱うことが保護すること。 流出の恐れがあるため、慎重になりがちだが、必要な情報の有用、適正な取扱い。	適正に扱うことが保護すること。
6条	「恒常的な参加制度」とは、例えばどんな制度なのか？	12	1	参加した者にはボーナスが	パブリックコメント、審議会、アンケートなどの実施を規定する。
				様々な機会にいろいろな方法(パブリックコメント、審議会、アンケートなど)により参加できる制度	
			2	常設の審議会を設ける等で対応	市民が発言できる場の定期開催
				例えば、市民会議の定期開催	
			3	ある一定のルールに基づいて、重要施策の計画から評価まで、あらゆる過程に参加できる	ある一定のルールに基づいて市民が参加できる制度
			4	いつでも参加(参加の方法)	いつでも参加できる(継続的に)
	議論を積み上げていくプロセスのある話し合いの場合 参加の仕組みをつくる。今は各部署でバラバラにやっているが、「いつ」「何について」「どういう方法で」「対象は誰で」ということを明確に公表し、参加できるようにする				
	「市政に参加」とはどのようなことか？(要望もそれにあたる?)	2	2	要望もそれに当たる。	本人が意識することで参加に当たる。
				審議会等の公募部分で参加したり、各区等での説明会の時に参加するのも「参加」だと思う。	
			3	市が行う政治に市民も参加？	市のまちづくりのあらゆる過程に市民が参加。
	とほぼ同じ意味では？市民も市政に関心を持ち、意見交換すること？ 市民参加の場面において、自分の考えを述べたりすること。				

## 5/23グループ意見のまとめ(全体)

条項	疑問	疑問数	グループ	個人の回答	まとめた意見
6条	「いつでも市政に参加できるようにする」とは、どのような形のことか？(市民が参加したいと思えば、いつでもどの場面でもできるということか？)	2	1	市民が思ったことがあれば、すぐに意見を言えるような窓口	パブリックコメント、審議会、アンケートなどの実施を規定する。
				パブリックコメント、審議会、アンケートなどの実施を規定する。	
			4	いつでもどこでも参加できるわけではない	ルールは必要
				話し合いの場合は会員制ではなく、参加したいときに参加ができる自由性	
7条1項	「参加の機会を多様に提供する」とはどのように提供するのか？	1	1	地域での話し合いの場を定期的に行ったり、その他の集まりを頻繁に行う。	パブリックコメント、審議会、アンケートなどの実施を規定する。
				週一	
				チラシ・広報・HP	
				パブリックコメント、審議会、アンケートなどの実施を規定する。	
7条2項	「まちづくりの主体者としてまちづくりに参加する権利」とは具体的に？	1	1	協働での議論の場への参加を保障したり、意見を言うことができる権利	自由に話し合いに参加し、意見を言う権利
				話し合いに参加し、発言をする権利	
				市民であれば全員	
7条2項	「自主性及び自立性の尊重」とはどのようなことか？	2	3	市民自ら活動を行うことを支援する。(ボランティア等もそうなのは?)市民がなんらかのアクションをとりやすい市にする。	主役は市民。市民自ら活動を行うことを支援すること。
				市民の自主性及び自立性と、行政の役割とのバランスはどの程度でよいのか？	
8条1項	「市民参加を保障するための制度」とはどんな制度か？	6	1	毎回郵送で出欠確認をする。	パブリックコメント、審議会、アンケートなどの実施を規定する。
				誰でも参加できる	
				ワークショップ、パブリックコメント、意見交換等により、参加できるよう「市民参加条例」等の制定	
			4	年齢、性別、職業を問わず、様々な市のイベント(自治基本条例に関するもの)に平等に参加できることを保障。	保障の定義を設ける。
				自ら参加されること	
				制度として確立すること	
8条1項	参加を保障するためには、制度が無くては、建前で終わってしまうのでは？	1	2	WSの開催等	ルールが必要
				WSの開催等	
					制度を担保する必要がある。

## 5/23グループ意見のまとめ(全体)

条項	疑問	疑問数	グループ	個人の回答	まとめた意見
8条 2項	「総合的に検討」とはどのように行うのか？	5	1	直近の利害だけでなく、将来的な事をふまえて検討する。	様々な角度や関係機関と協議し、検討する。
			3	全体的な施策のバランス・重要度や財政的状况などを総合的に判断すること。	全体的な施策とのバランス・重要度や財政的状况などを総合的に判断すること。
				各部署において、市民参加で得た意見をあらゆる角度で検討し、市の方針として決定する。	
			4	さまざまな視点(分野)からの検討	いろんな分野、立場、方法
				1つだけでなく、意見交換会、審議会、アンケートなどいくつかの意見を求め、総合的に判断する。	
	お金や環境等				
	「市民に公表する」とは、どのように行うことをいうのか？	3	2	第4条と主に同様の手段で。	適切な情報手段で包みかかす。
				第4条と同じようになる。	
				公表 議会・地区会・広報・公示	
				ホームページや広報紙など、「適切な情報手段」で。	
		3	3	広報やホームページなど。	・基本は広報、ホームページ・手段については今後、伝わりやすい方法を検討する必要がある。
				広報やホームページなど。	
様々な年代に合わせた公表方法					
			広報、ホームページ、座談会などで公表。それ以外に必要。障害・高齢者等どうする？		
市民参加はどのようなものを対象とするか？(市役所主導で進めるべきものもあるはず。)	1	3			
「適切に市の仕事に反映」の「適切」の基準はあるか？	1	4	その意見や意図が反映		
			議論をしっかり行う		
			全ての市民に不利益がない		
9条	「広く市民の意見が反映されるように配慮」とは、どのように意見を集め、どのように反映させるのか？	4	1	色々な立場の市民の代表に参加してもらう 市民アンケートの実施等で広く意見を聞く。	様々な立場の人を選出し、年齢・性別等のかたよりにないように配慮。
	「審議会等」はどのようなものが考えられるか？	2	2	法で定められているもの。でも、多くの分野の方々が集まって考えれば、意味あいは「審議会」だと思う。	法で定められている会以外も。
	審議会については、広く市民の意見を反映するため、積極的に設置するべきという考え方は？	1	2	審議会内の検討方法(必要に応じてパブコメなど)や委員の人選によって反映を墓ウことであり、積極的にではない。	そうでもないのでは。



## 5/23グループ意見のまとめ(全体)

条項	疑問	疑問数	グループ	個人の回答	まとめた意見
9条	多様な意見とは、どんな分類をいうのか。審議内容によって変えるのか、審議内容にかかわらず平等に取り扱うのか？	1	2		
10条	「市政に関わる重要事項」とはどのような事項か？	8	1	予算運営	市民に相当の利害が及ぶ事業や制度
				個人情報に関わることがほとんどではないか。	
			市民に相当の利害が及ぶ事業や制度		
	3				
		4	市民生活に影響があるもの？罰則規定のある条例？市長リコール？	市民の生命、財産にかかること	
	市民の生命、財産にかかる事項				
市民投票の年齢制限や火否決の基準についての規定はどのようになるのか？	1	2		これから確立	
市民投票は直接市民の意見を確認するため、積極的に採用しようという考え方か？	1	2		そうかもしれない。	
11条	「自らの発言と行動に責任を持つ」とはどのような場合をそうしているのか？	2	1	自分の案が可決され、本格的に行動に移されようとする場合。	意見を述べるだけでなく、まちづくりの参加に最後まで自分の役割を認識し行動する。
				意見を述べるだけでなく、まちづくりの参加に最後まで自分の役割を認識し行動する。	
			4	でたらめ言わない	
	言うだけで後は知らないってことはダメ。自分も当事者・主体者という意識。				
	言ったことは守る				
	「市民相互の連帯及び責任」とは何か？	2	3	市民も勝手なことを言わずキチンと考えなさい。	市民も勝手なことを言わずキチンと考えること。
			4	各々の役割。その役割の遂行。	自らの意思と責任に基づいてお互いに支えあう
	2条4項の協働				
「まちづくりの主体者」とは、どのようなことをいうのか？	1	2	住民・議会・行政それぞれが主体者となり得る。	基本的に全員。	
			行政・市民の双方。		
基本的にはみんなだと思う。(活動するとかしないとかはあるが)					
「まちづくりに参加する」とはどういった流れで参加することができる？	1	3	実際に会に出る		
			市への質問板		
			アンケート		

## 5/23グループ意見のまとめ(全体)

条項	疑問	疑問数	グループ	個人の回答	まとめた意見
11条	「市民はまちづくりの主体者として認識」認識に至る経緯はどうやって？	1	4	まず関心を持つ コミュニティ活動等参加	認識 = 活動に関わる 関心を持つ 自分で考える
	互いを尊重するについて、方法又は方針、ガイドは必要では。侵害していること、されていることに気づかないこともある。	1	2	賛成。サロンのルール。	ルールが必要。
12条	「地域の課題」とはどのような課題があるか？	1	1	独居老人の増加	・独居老人の増加 ・保育園等の不足等
				保育園等の不足	
				学校への通学路が狭いなどの事や、防災への対応など。	
				地域の困りごと。個人の問題よりも少し大きなこと。地域で解決できるもの。	
				少子化	
				高齢化	
	交通問題				
「コミュニティへの参加」地域にかかわりたくない人の参加はどうする？	1	3	身近な問題から取り組む		
13条	「公共の福祉に反しない限り」とはどのような場合か？	4	1	事業が学校の安全を妨げるものである等。	法にふれない範囲
				特定の団体ではなく公共に	
			法にふれない		
			2	不当に損害を被る人がいない状態。	不当に損害を被る人がいない状態。
	3	4	2	個人・団体などの特定の利益とならないこと。	法律の範囲内
				福祉政策や子ども、高齢者、障害者等にとってマイナスにならない	
				法律の範囲内	
				宗教、利益	
3	2	2	場所の提供。必要な情報・方針の提供。市民がかかえる課題を拾い上げる。		
			理解の一端として、コミュニティに参加することで受ける利点やつながりなどの学び場。		



## 5/23グループ意見のまとめ(全体)

条項	疑問	疑問数	グループ	個人の回答	まとめた意見
14条 1項	「意見交換できる対話の場」の規模はどの程度になるのか？	1	2	各地域(地内レベルで)代表者を選出し、市内の各地域から偏りなく意見を吸い上げられるレベル。 対話の場は、初期は、数人の対話できる相手がいればスタートでき 増加していく。	初期は少人数からスタートし、増加させていく。
	意見交換の内容は誰がどのように決めるのか？	1	3	市民発信で、それに対しこちら行政側が場を設けるのでは？内容は市民だと思う。	
	「市は意見交換できる対話の場の設置」「人材の育成」運営を担うのは市？市民？	1	3		
14条 2項	「協働のまちづくりを進めるための人材」とはどのようなものか？	4	1	誰にも差別なく平等に接することができる心のキレイな人 議論をとりまとめたり、進行していく人材。また、地域での連絡等を行う者。	問題意識をもち、自らが解決しようとする前向きな人材。 みんなの意見を調整できる人材。
			3	問題意識をもち、自ら解決しようとする前向きな人を育成する。 みんなの意見を調整することができる人材。	
	人材育成とは市の職員が対象なのか？市民が対象なのか？	1	4	みんな 市民、職員。全体 両方 市民、行政、その他全体	みんな(市全体)

## 5/23 投票結果一覧表

順位	グループ	意見	投票数
1	4	市政に関する重要事項とは何か？	11
2	2	市民の自主性及び自立性と、行政とのバランスはどの程度でよいのか？	10
	3	市政に関する情報とは、どのような(どこまでの)情報か？	
4	1	「恒常的な参加制度」とは、例えばどんな制度なのか？	9
5	1	「市民参加を保障するための制度」とはどんな制度か？	4
	2	「市政への市民参加を保障」とは、どのようなことをいうのか？	
	4	市政への参加を保障とはどうやって？	
6	3	「人材の育成に努める」とあるが、どのような人材を求めるのか？	2
7	2	市民投票の年齢制限や可否決の基準についての規定はどのようになるのか？	0
	2	互いを尊重するについて、方法又は方針、ガイドは必要では。侵害していること、されていることに気がつかないこともある。	0
	3	適切な情報伝達とはどんな手段か？	0
	4	適切に市の仕事に反映の「適切」の基準はあるのか？	0